

統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会（第2回） 意見の整理

< 統計調査の民間開放・市場化テストにおける検討課題について >

項目	研究会での主な意見	統計局の対応
1 受け皿となる民間業者について	<p>ノウハウがない業者に委託して統計の精度が下がることを防ぐために、業者の良し悪しをどのように見極めるかを考えておくべき。そのためには、受託業者以外の業者にも幅広くヒアリング等を行うとよい。</p> <p>大規模な調査員調査を実施できる民間業者は少ないが、今後調査手法が大きく変る可能性もあるので、今だけでなく、5～10年先を見据えた上で、検討しなければならない。</p> <p>統計調査を受け持てる業者を育てるという視点も持つべき。全国調査を自治体ごとに部分委託し、統計調査の産業を徐々に育てていくことも1つの方法ではないか。</p>	<p>できるだけ多くの会社からヒアリングを行う、関連の業界団体からの情報を集めるなど、十分に実態を把握した上で、業者に求める要件や条件などを検討していく。</p> <p>中長期的な観点から、検討を進めていく。</p> <p>都道府県ごとに民間委託を行った際にどのような問題が生じるかについて試験調査で実地に検証する中で、ご指摘の観点も踏まえてまいりたい。</p>
2 秘密の保護について	<p>個別データの取り扱いが適切にされるような体制の整備も必要である。事後的に国が内容審査を行えるようにしておく必要がある。また、外国の企業に民間委託することも想定した場合、個別データの管理体制はやはり重要。</p>	<p>個別データの管理体制についても、今後の検討の際に、十分に考慮していく。</p>

< 個人企業に関する経済調査について >

研究会での主な意見	統計局の対応
<p>調査Bを実施する業者について、本当に効率よくコストをかけている業者はどこかを検証することが、民の工夫を官に活かす上で重要である。</p> <p>標本を代替するとき、何回訪問したか等の関連情報を取る必要がある。</p>	<p>国の予算との比較など、コスト面の分析を行う。</p> <p>措置済（仕様書でその旨を明記）</p>

< 意識調査について >

項目	研究会での主な意見	統計局の対応
<p>1 科学技術研究調査の調査対象に対する意識調査</p>	<p>試験調査等については、民間開放に関して、どのような弊害が生じ得るか、それにどのような防止措置を講ずればよいかについて検討することを目的とするという閣議決定の趣旨を踏まえて、行うべきである。</p> <p>民間委託に対する不安感を漠然と聞くだけでは、回答が偏る恐れがある。回答者にリアルな状況を想定させた上で意識調査を行うべき。</p> <p>民間委託に関する調査であると、もっと前面に出すべき。</p>	<p>閣議決定の趣旨を踏まえ、意識調査の設計を見直した。ただし、対象企業に悉皆部分を含むという調査の設計上の特性や予算・時間的な制約から、個人企業経済調査と同じタイプの試験調査を実施することは困難である。</p> <p>よりリアルな状況が想定できるよう、意識調査の設計を見直した。</p> <p>民間委託に関する質問により重点を置くよう、調査の設計を見直した。</p>
<p>2 個人企業に関する経済調査を補完する意識調査</p>	<p>試験調査に（法律上の）回答義務がないことをあえて明記する必要はないのではないかと。申告義務が回収率に与える影響については、例えば、本調査と試験調査の意識調査の結果を比較して、分析できるのではないかと。</p> <p>定められた方法できちんと調査が実施されているかどうかの検証にも意識調査を活用できないかと。</p> <p>調査項目のメイキングなどの不正の有無を調べるためには、調査票と意識調査のアンケートを対応させて分析できるようにすべき。</p>	<p>本体調査と試験調査の2つ意識調査の質問内容がほぼ同様になるよう、調査設計を見直した。</p> <p>調査員の対応等についての質問を設けることで対応した。</p> <p>ご指摘のように、調査票とアンケートを照らし合わせて不正の有無を確認する。</p>